

2015 年度（対象年度：2014） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 2	教育の内容・方法・成果等
(3)	成果等
	教育効果の測定／司法試験の合格状況を含む修了者の進路等の把握及び公表／特色ある取組み

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-44 法科大学院固有の教育目標及び将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準に即した教育効果の達成状況を測定する仕組みが整備されているか。測定項目、測定指標、分析・評価基準の設定等及び実施体制の構成等が適切に行われ、その測定方法は有効に機能しているか。	I ○	C	C
2-45 司法試験受験者数及び合格者数並びに標準修業年限修了者数及び修了率等に関する情報を適切に把握・分析し、法科大学院の恒常的な改善を図るために活用しているか。かつ、それが理念・目的及び教育目標の達成に結び付いているか。	I ○	B	B
2-46 修了生の法曹以外も含めた進路を把握する体制を整備しているか。	II ○	B	
2-47 修了生の進路の状況及び社会における活動の状況等を、社会に対して公表しているか。	II ○	A	
2-48 理念・目的及び教育目標の達成のため、教育成果、又は、教育成果を踏まえた教育の内容・方法等に関して、特色ある取組みを行っているか。	II ○	B	B

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

2-44 教育効果の測定については、前年度の評価結果で、留意点として、「客観的なデータに基づく教育目標の検証」、「龍谷版共通的到達目標モデル」を活用した授業への反映についての今後に期待する旨の指摘を受けており、以下のとおり対応した。

(1) 法科大学院固有の教育目標に係る達成状況の測定

教育目標に係る達成状況の測定については、前年度の評価で、自ら「改善すべき事項」に掲げ、また、評価結果でも【留意点】とされたところを踏まえ、2014年度からは、「修了生進路状況調査」を活用した測定・検証を行っている。その詳細については、評価の視点1-5を参照されたい。

(2) 「基本的素養の水準」に即した達成状況の測定

本学法科大学院にとっての「基本的素養の水準」とは、「龍谷版共通的到達目標モデル」である。このモデルは、「共通的到達目標モデル（第二次案修正案）」をミニマム・スタンダードとして検討した上で、独自の教育理念に基づく内容を付加したものである（「龍谷版共通的到達目標モデル」p.2）。

このモデルの授業への反映は2014年度からであるため、学生の達成状況に係る測定方法については未整備である。そのため、2014年度は、本件をFD課題のひとつに位置付け、策定に向けた検討に着手した。具体的には、第4回FD全体会（2014.10.8開催）及び第5回FD全体会（2014.12.3開催）で本件に関する意見交換を行い、2015年度の検討に向けた論

点を抽出するなどの取り組みを行った（「第4回FD全体会記録」及び「2014年度FD活動の総括と2015年度への指針」p.2）。

2-45 司法試験受験者数及び合格者数並びに標準修業年限修了者数及び修了率等に関する情報の把握・分析状況については以下のとおりである。

（1）司法試験受験者数及び合格者数等に関する情報の把握

法務省の発表によれば、2014年司法試験における受験者のうち、本学修了生は105人である。そのうち、短答合格者は47人（短答合格率44.8%）であり、最終合格者数は8人（最終合格率7.6%）である。また、個々の修了生の受験状況及び合格状況については、法務省からの情報提供によって全員の状況を把握している。その一方で、成績情報については受験者本人から提供を受ける以外に把握の方法はない。そのため、対象となる修了生全員に対し、電子メール及び郵送で司法試験の成績に関する調査票を送付し、情報提供を呼びかけている。この調査は短答式試験の成績発表後（6月）及び最終成績発表後（10月）に実施している。また、修了生が研究生に出願する際にも、出願書類に過去の司法試験成績を記入することを求めている。上述のような各種取り組みの結果、短答式試験の成績については、受験者105人中73人の成績を把握している（把握率69.5%）。最終成績については、短答合格者47人中34人の成績を把握している（把握率72.3%）。

なお、前年度の評価では、把握率の向上を自ら「改善すべき事項」として掲げ、評価結果でもこの点が【留意点】とされていた。そのため、2014年度には、学習相談員を担当する教員による修了生への働きかけや、法科大学院教務課による未提出者への電話連絡等の取り組みを強化した。その結果、把握率は、前年度の50%台から大幅に向上した。

（2）司法試験受験者数及び合格者数等に関する情報の分析

上述の調査によって得られたデータについては、在学中の成績と合わせて個人別の一覧表を作成することにより、集約している。2014年度第5回FD全体会（2014.12.3開催）では、この一覧表及びその他の分析資料に基づき、司法試験成績と学業成績の相関をテーマに討議を行った。

なお、司法試験の合格率について、2014年度法科大学院認証評価では、「司法試験の合格率が経年的に全国平均の1/2未満であり、各種情報の把握・分析をより積極的に行い、その結果に基づき、合格状況を向上させることが望まれる」との指摘を受けおり、この指摘を踏まえた改善の努力を継続する必要がある。

（3）標準修業年限修了者数及び修了率に関する情報の把握・分析

2014年度には、2013年度入学の既修者7人全員及び2012年度入学の未修者13人中8人が標準修業年限で修了している。したがって、標準修業年限修了率は、75.0%である（「入学者数、収容定員・在籍者数、進級・修了状況」p.3）。

標準就業年限修了者の状況については、修了判定時の教授会で確認しているほか、前年度の評価で、自ら「改善すべき事項」に掲げたとおり、2014年度からは、FD全体会でも討議し、検証している。具体的には、第2回全体会（2014.6.25開催）で、前年度第2学期の成績分布とともに討議した。

2-46 修了生の法曹以外も含めた進路の把握に係る現状については、以下のとおりである。

修了生の進路状況については、主に、「修了生進路状況調査」の実施等により、把握している。この調査の結果に研究生の在籍状況（司法試験受験準備のための在籍）等を加味した直近5年間の修了生の進路状況は、次のとおりである。2010年度以降の修了生142人の中では、司法試験受験準備中（67人・34.5%）が最も多く、次いで、進路先不明（49人・34.5%）、法曹資格を有さない就職者（13人・9.1%）、法曹有資格者（10人・7.0%）、その他（3人・2.1%）の順となっている。

2014年度の改善点としては、証明書発行業務に進路状況調査への協力依頼を組み込んだことが挙げられる。従来の進路状況調査は、毎年2月に対象者全員に協力依頼を送付する形式で行っていた。しかし、就職が決まった修了生は、就職先に提出するために証明書を請求するケースが多いことから、その交付時に、進路状況調査への協力を依頼することとし、翌年2月に実施する調査では、その時点でも進路先不明の修了生のみを対象にするよう、改めた。その結果、年度途中に進路先が判明するケースが増加したものの、若干名に留まり、進路不明者の割合は、前年度の20%台に比べ、むしろ増加した。

2-47 修了生の進路の状況及び社会における活動の状況等の公表については以下のとおり対応している。

進路状況については、その一覧表及び司法試験の受験・合格状況に係る一覧表をweb上に公表している。司法試験合格者の実務での活躍状況についてもwebサイトで紹介している。

2-48 教育成果に関する特色ある取り組みについては以下のとおりである。 実務基礎科目「法務研修」の各プロジェクトは、教育組織であるとともに、研究者と実務家との協働による研究組織としての一面も有しており、修了生に対するリカレント教育の場を提供する役割も担っている（「履修要項」p.13）。そのため、エクスターンを挟んで行われる事前・事後演習には、学生だけではなく、本法科大学院を修了した弁護士や司法修習生が出席することもある。このような取り組みは、「市民のために働く法律家を養成する」という理念・目的及び教育目標の実現を図り、成果を生み出すための特色ある取り組みといえる。
[改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。
・2-44 教育効果の測定 〔自ら掲げた改善すべき事項〕 ・法科大学院固有の教育目標に係る達成状況の測定については、明確な評価指標が整備されておらず、取り組みは十分とはいえない。改善方策については評価の視点1-5で記述したとおりである。 ・「基本的素養の水準」に即した達成状況の測定については、「龍谷版共通の到達目標モデル（階層4）」の授業への反映に合わせ、達成状況の測定に係る測定項目、測定指標、分析・評価基準及び実施体制を整備する必要がある。この点については、2014年度から検討に着手する。 〔評価結果で改善すべき点とされた事項〕 ・「客観的なデータに基づく教育目標の検証」、「龍谷版共通の到達目標モデル」を活用した授業への反映についての今後に期待する。【留意点】
2-45 司法試験の合格状況を含む修了者の進路の適切な把握・分析による理念・目的及び教育目標の達成状況
2-46 修了生の法曹以外も含めた進路の把握 〔自ら掲げた改善すべき事項〕 ・司法試験の成績情報の収集については、把握率の向上を図ることが課題であるが、即効性の改善方策はなく、修了生の支援を充実させることで修了生との接点を確保するなど、地道な取り組みを継続する（2-45）。 ・標準修業年限修了者数及び修了率について、より詳細な分析を行うことも課題であり、2014年度から「FD全体会」で討議し、分析する（2-45）。 ・ここで挙げた各種の分析結果を教育課程の改善に着実にフィードバックし、司法試験の合格者数の増加を図ることも求められおり、教授会の下で、教務委員会、FD委員会及びキャリア委員会が相互に連携し、各種分析の結果を所管事業の改善に反映させ、司法試験合格者数の増加に努める（2-45）。 ・多くの修了生が進路先不明となっていることから、把握率の向上が課題であり、就職支援の実施を通じて修了生との接点を確保するなど、地道な取り組みを継続することを通じて把握率の向上を図る（2-46）。 〔評価結果で改善すべき点とされた事項〕 ・司法試験成績と学業成績の相関関係をテーマとした討議の結果、受験者の成績を把握し、在学中の成績と合わせ個人別一覧表作成で集約し、司法試験成績と学業成績の相関関係から教育改善につなげ、司法試験合格率をあげようとしている。この取り組みの結果を是非、次年度の自己点検において報告頂きたい。【留意点】 ・司法試験受験者・合格者の把握・分析について、昨年以上に詳細な説明がなされていることは評価できるが、把握率（50%台）や進路状況の不明者（20%台）は、改善して頂きたい。【留意点】

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
2-48 教育成果に関する特色ある取り組み ・「法務研修」の枠組みの中で発揮されるリカレント教育機能は、他大学にほとんど例のない特色ある取り組みであり、組織廃止まで維持する。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。	
2-44 教育効果の測定	「基本的素養の水準」に即した達成状況の測定については、2015 年度も継続して検討する。
2-45 司法試験の合格状況を含む修了者の進路の適切な把握・分析による理念・目的及び教育目標の達成状況	教授会の下で、教務委員会、FD 委員会及びキャリア委員会が相互に連携し、司法試験合格率の向上に努める。
2-46 修了生の法曹以外も含めた進路の把握	依然として多くの修了生が進路先不明となっていることから、引き続き把握率の向上が課題であるが、修了後、一定年数が経過した修了生の所在を把握することは困難を極めており、効果的な改善方策は見出せていない。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-44	①「2014（平成 26）年度第 5 回 FD 全体会記録＜一部抜粋＞」2014 年 12 月 3 日開催
	（再掲：2-15-①）「龍谷版共通的到達目標モデル」2013 年 11 月
	（再掲：2-5-③）「2014（平成 26）年度第 4 回 FD 全体会記録＜一部抜粋＞」2014 年 10 月 8 日開催
	（再掲：2-34-⑥）「2014 年度 FD 活動の総括と 2015 年度への指針」2015 年 1 月 28 日 FD 全体会了承
2-45	①「2010-2014 年司法試験受験・合格状況一覧」
	②「2014 年司法試験に係る短答式試験の成績状況調査について（ご協力のお願ひ）」2014 年 6 月 10 日付け掲示
	③「2014 年司法試験にかかる総合成績状況調査について（ご協力のお願ひ）」2014 年 10 月 1 日付け文書
	④「短答式合格発表を踏まえた学習相談員の活動について」2014 年 6 月 4 日教授会承認
	⑤「司法試験合格発表を踏まえた学習相談員の活動について」2014 年 10 月 1 日教授会承認
	⑥「2014 年度当法科大学院修了者の司法試験受験状況等の分析調査に関する実施報告書」2014 年 12 月 3 日 FD 全体会
	⑦「入学者数、収容定員・在籍者数、進級・修了状況」 http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/numeric.htm 最終アクセス：2015/04/29
	⑧「2014（平成 26）年度第 2 回 FD 全体会記録＜一部抜粋＞」2014 年 6 月 25 日開催
	（再掲：2-44-①）「2014（平成 26）年度第 5 回 FD 全体会記録＜一部抜粋＞」2014 年 12 月 3 日開催 （再掲：2-23-⑥）「2014 年度研究生願書」（様式）
2-46	①「2014 年度修了生を対象とする進路状況調査の実施について（提案）」2015 年 2 月 3 日教授会承認
	②「2010-2014 年度修了生進路状況一覧」2014 年度末時点
2-47	① 「司法試験受験・合格状況、修了生の進路状況」 http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/pass/index.html 最終アクセス：2015/05/06
	② 「新司法試験合格者が語る（第 66 期司法修習生 岡村 政和 さん）」 http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/message/message02_2014.html 最終アクセス：2015/05/06
	③ 「新司法試験合格者が語る（第 66 期司法修習生 仲 晃生 さん）」 http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/message/message01_2014.html 最終アクセス：2015/05/06
2-48	（再掲：1-3-③）「2014 年度履修要項」2014 年 3 月

Ⅱ. 評価結果

総評
「龍谷版共通到達目標モデル」の授業への反映は2014年度からであるため、学生の達成状況に係る測定方法については未整備であるが、FD全体会で本件に関する意見交換を行い、2015年度の検討に向けた論点を抽出するなどの取り組みを行っている。今後に期待する。 なお、司法試験の合格率について、2014年度法科大学院認証評価では、「司法試験の合格率が経年的に全国平均の1/2未満であり、各種情報の把握・分析をより積極的に行い、その結果に基づき、合格状況を向上させることが望まれる」との指摘を受けている。この指摘を踏まえた改善の努力を継続して頂きたい。 前年度、自ら課題とした事項や評価の結果留意点となった事項に対し、改善に向け努力されていることは、評価できる。 「法務研修」の各プロジェクトは、リカレント教育の場を提供する役割も担っている。そのため、エクスターンを挟んで行われる事前・事後演習には、学生だけではなく、本法科大学院を修了した弁護士や司法修習生が出席する。このような取り組みは、「市民のために働く法律家を養成する」という理念・目的及び教育目標の実現を図り、成果を生み出すための特色ある取り組みといえる。
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》
・前年度、自ら課題とした事項や評価の結果留意点となった事項に対し、改善に向け努力されていることは、評価できる。
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

Ⅲ. 大学基準協会からの助言について

助言内容（法科大学院認証評価）
2-45 【問題点】
1) 司法試験の合格率が経年的に全国平均の1/2未満であり、各種情報の把握・分析をより積極的に行い、その結果に基づき、合格状況を向上させることが望まれる（評価の視点2-45）